



主に「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の 施行に関する検討会」において御議論いただきたい事項

2021年9月



御議論いただきたい事項①（再生可能エネルギー利用促進施策の目標）



- 改正地球温暖化対策推進法により、都道府県及び市町村は、**域内における再生可能エネルギー**（以下、「再エネ」という。）**の利用促進施策について目標設定**が求められることとなった。
- **2050年カーボンニュートラルや国全体の2030年度の温室効果ガス削減目標の積み上げにおける再エネ導入見通しも踏まえつつ、各地方公共団体において最大限の再エネ利用促進を促す観点**から、目標設定についてどのような論点があるか。

（論点イメージ）

- ① 我が国全体で2050年カーボンニュートラルを実現すべく、地域の実情に応じて再エネポテンシャルを最大限活用していただく目標設定を促していくことが重要であるが、市町村に対し、どのような動機付けや情報提供を行うことが重要か。
- ② 再エネに関する施策の実施目標について、どのような考え方・手順に基づいて設定すべきか。
 - ✓ 時間軸（短期・中期・長期）
 - ✓ 指標（創エネ量、消費量）
 - ✓ 自然的・社会的制約の考慮
 - ✓ 目安とすべき水準（地球温暖化対策計画等との関係）
 - ✓ 都道府県と市町村の目標の関係 等
- ③ 域内における再エネポテンシャル、再エネ導入状況をどのように把握するか。
- ④ 目標の進捗状況をどのように把握し、PDCAを回していくべきか。

御議論いただきたい事項②（促進区域等）



- 改正地球温暖化対策推進法により、市町村は、地域の脱炭素化を促進する施策の一つとして、再エネを活用した事業（地域脱炭素化促進事業）の対象となる促進区域を定めるよう努めることとされた。
- 環境保全上の支障を回避しつつ、各市町村が自らの再エネ利用促進目標の実現に向けたポジティブゾーニングを実現するとの制度趣旨を踏まえつつ、促進区域の設定等についてどのような論点があるか。

（論点イメージ）

- ① 促進区域の類型はどのようなものがあるか。（例：区域全体を対象としたゾーニングによる設定、公有地・公共施設、その他低未利用地における設定、住宅・建築物の屋根など、再エネ利用の普及啓発や補助事業を重点的に実施するエリアの明確化のための設定等）
- ② 促進区域とされなかった区域について、再エネ事業が妨げられるという趣旨でないことに留意しつつ、どのように位置づけるべきか。（白地区域であることを明確にする等）。また、促進区域の設定には一定の時間を要することが考えられるが、既存事業への影響をどのように考えるか。
- ③ 適正な再エネ導入を進める観点から、地方公共団体における再エネ制限条例（再エネの導入を制限、または導入に条件や認定を課すような条例等）との関係をどのように考えるか。

御議論いただきたい事項③（環境配慮の基準）

- 改正地球温暖化対策推進法において、市町村が促進区域を設定するに当たっては、環境保全に係る国・都道府県による基準等を踏まえて設定する必要がある。
- 再エネを巡っては、景観や動植物・生態系への悪影響、土砂災害等への懸念など様々な問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮が必要であることから、市町村の促進区域の設定に当たっては、国として環境情報等を提供するとともに、都道府県が広域地方公共団体の観点から促進区域を設定する際の環境配慮の方針を示すことが重要であるが、国や都道府県の基準において、どのような論点があるか。

（論点イメージ）

- ① 再エネ施設の立地に当たり、環境保全の観点から配慮すべき事項として何があるか。また、国・都道府県の基準の役割分担の考え方の下、具体的にそれぞれどのような内容とするべきか。
- ② とりわけ、近年の土砂災害等の懸念を踏まえつつ、環境保全の観点から、土地の安定性の確保についてどのように考えるか。
- ③ 基準のあり方として、促進区域から特定の区域を除外することや、促進区域設定に当たって配慮する対象・内容は何が考えられるか。（例：保護地域の取扱い、絶滅危惧種の生育生息地等）
- ④ ③の除外する特定の区域等と、市町村が実行計画に定める地域の環境保全のための取組との関係についてどう整理すべきか。
- ⑤ 環境保全の観点以外から、促進区域の設定に当たって留意すべき事項があるか。（例：農林地、国土利用計画・都市計画、防衛施設等）

御議論いただきたい事項④（協議会・合意形成）

- 改正地球温暖化対策推進法により、市町村は、促進区域等の設定や、地域脱炭素化促進事業の認定に当たり、地方公共団体実行計画**協議会を設置**することができることとされた。
- 促進区域の設定や再エネ導入に向けた合意形成の観点からは、地域の関係者等から構成される協議会を設置することが重要と考えられる。
- **地域の円滑な合意形成を図る観点**から、協議会をはじめとする合意形成について、どのような論点があるか。

（論点イメージ）

- ① 協議会について、構成員やそれぞれの役割についてどう考えるべきか。
- ② 議論する対象（地方公共団体実行計画（区域施策編）、促進区域、事業計画等）によって、協議会の運営方法や構成員が異なることが想定されるが、どのように考えるべきか。
- ③ 地方公共団体における既存の協議会や審議会との関係性をどのように考えるべきか。
- ④ 地域合意形成に加え、ワンストップ化の特例を円滑に運用する観点から、たとえば、許可権者の関連部署に協議会メンバーとして参加を得ることで、協議・同意を円滑にすること等も考えられるのではないか。
- ⑤ 複数の地方公共団体による協議会の共同設置や共同運営は、広域的な促進区域・事業を巡る合意形成、事務負担の低減に資することが考えられるが、どのように進めていくべきか。留意すべき点は何か。
- ⑥ 協議会について、再エネ種ごとに異なる協議会構成員の合意形成をどのように考えるべきか。4

御議論いただきたい事項⑤（認定地域脱炭素化促進事業）

- 改正地球温暖化対策推進法により、市町村は、促進区域内において、自ら地方公共団体実行計画に定めた**地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を要件として、地域脱炭素化促進事業を認定**することができることとされた。
- 地域の環境保全に配慮され、脱炭素化と地域の課題解決を同時解決できるような**地域共生型・裨益型の事業を推進する観点**から、認定対象とする事業や認定手続き等について、どのような論点があるか。

（論点イメージ）

＜対象事業・認定基準＞

- ① 地域脱炭素化促進事業において整備される「地域脱炭素化促進施設」や、当該施設の整備と一体的に行うべき「地域の脱炭素化の取組」について、どのように定義するか。
- ② 配慮事項のうち、地域の環境保全の取組として、どのような内容が考えられるか。
- ③ 配慮事項のうち、地域貢献の取組として、どのような内容が考えられるか。
- ④ 国が全国一律で定めるべき認定基準として、どのような内容が考えられるか。

＜認定手続き＞

- ① 事業者が申請する事業計画について、どのような記載内容・添付書類を求めるべきか。
- ② ワンストップ化の特例を活用する場合、どのような運用上の留意点があるか。
- ③ 環境影響評価法の特例を活用する場合、どのような運用上の留意点があるか。
- ④ 条例に基づく手続きとの関係をどのように考えるか。
- ⑤ 地方公共団体が事業主体となる場合には認定の特例が置かれているが、どのような手続きとすべきか。
- ⑥ 認定後、不適切な事案が判明した場合、どのように対応すべきか（指導・報告徴収・認定取消）